

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで『みんなでつくる「やさしさ」あふれるまち かかみがはら』を基本理念に掲げ、地域福祉を推進してきました。

本市の最上位計画である「各務原市総合計画」では、「もっとみんながつながる 笑顔があふれる元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～」を将来都市像として掲げ、市民、自治会、各種団体、NPO、企業、行政等がつながり、「オール各務原」で取り組むまちづくりを進めています。また、基本理念においては、「誇り・やさしさ・活力」の3つの柱を掲げており、『やさしさ』では、誰一人取り残されることなく、安心して暮らせるまちづくりを進める方針を示しています。

本計画においては、「各務原市総合計画」の「つながる」ことで、「やさしさ」があふれるまちづくりを推進するという考えのもと、第4期計画までの基本理念『みんなでつくる「やさしさ」あふれるまち かかみがはら』を踏まえて、『みんなが「つながる」、「やさしさ」あふれるまち かかみがはら』を基本理念として定め、地域福祉を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

基本理念

**みんなが「つながる」、「やさしさ」あふれるまち
かかみがはら**

2 基本目標

整理した3つの重点課題を踏まえ、本計画の取組の柱となる基本目標を次のとおり定めます。

基本目標1 認めあい、支えあうまちづくり

地域のつながりやふれあいを活性化するため、地域・世代間の交流や活動の場づくりなどを通じて、地域活動の推進を図ります。

また、地域福祉のコミュニティの醸成を図り、地域での助けあい、支えあいを促すとともに、近隣ケアグループ活動などの地域活動において、多様な主体の交流の促進を図り、地域の支援体制を充実します。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

高齢者や障がいのある人、子どもなどとの交流の機会や多様な福祉教育の充実を進め、地域課題を地域の住民が『我がこと』として捉え、解決を試みることができるよう意識の醸成を図ります。

また、地域福祉活動を継続するため、担い手となる人材の確保、リーダーの育成に努めるとともに、多様な住民の参画を促進します。

基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

多様化・複雑化する生活課題に対応するため、各種福祉サービスの質の向上を図り、わかりやすい情報提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や相談窓口間の連携を促進し、適切な支援につなげます。

また、生活に困っている人への支援や、制度のはざまにある人への支援を促進するとともに、地域の防災・防犯体制の強化を図り、安全・安心な地域づくりを推進します。

3 施策体系

基本理念

基本目標

基本施策

施策の方向性

みんなが「つながる」、「やさしく」あふれるまち かかみがはら



1
まちづくり
認めあい、支えあう

(1)地域活動の促進

- ①地域交流、世代間交流の活性化
- ②地域福祉活動の参加支援
- ③地域づくりの促進

(2)見守り・助けあいの活性化

- ①地域包括ケア体制の深化・推進
- ②認知症対策の推進
- ③孤独・孤立対策の推進 **【重点】**

(3)地域組織・団体の連携強化

- ①生活支援体制の整備
- ②地域福祉団体間の情報共有ネットワークの強化



2
育つまちづくり
地域福祉の担い手が

(1)支えあう意識づくり

- ①福祉教育の充実
- ②心のバリアフリーの推進

(2)活動の担い手づくり

- ①福祉人材の確保及び育成 **【重点】**
- ②ボランティア活動への参加促進

(3)多様な住民の参画促進

- ①高齢者や障がいのある人などの社会参加支援、活躍の場づくり支援
- ②若い世代の参加促進



3
まちづくり
誰もが安心して暮らし続けられる

(1)福祉サービスの質の向上・利用促進

- ①各福祉分野におけるサービスの充実
- ②各種相談窓口における連携体制の整備
- ③効果的な福祉サービスの情報発信

(2)さまざまな困難を抱える人に対する支援の充実

- ①生活や就労に困っている人への支援
- ②配慮を必要とする子どもや家庭への支援
- ③制度のはざまにいる人への支援 **【重点】**
- ④安心できる居場所を必要とする人への支援
- ⑤権利擁護を必要とする人への支援
- ⑥再犯防止の推進 **再犯防止推進計画**

(3)防災・防犯活動の推進

- ①災害時の要配慮者への支援体制整備
- ②地域の防災対策の促進
- ③地域の防犯活動の支援

(4)包括的な自殺予防体制の構築

自殺対策計画

- ①自殺を未然に防止する体制の強化
- ②自殺リスク要因を減らすための支援
- ③さまざまな世代や環境に応じた支援

4 指標の設定

本計画では、施策の実施状況を客観的に評価・検証するため、アンケート調査の結果から基本目標ごとに指標を定め、地域福祉施策を推進していきます。

基本目標1 認めあい、支えあうまちづくり

項目	現 状 令和5年度	目 標 令和11年度
困った時に、隣近所で助けてくれる人がいると思っている市民の割合	43.4%	UP
高齢者や障がいのある人などへの手助けを心がけている市民の割合	76.1%	UP
安心できる居場所があると思う市民の割合	91.6%	UP
近所づきあいの満足度	86.1%	UP

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

項目	現 状 令和5年度	目 標 令和11年度
まちづくりに参加したいと思っている市民の割合	31.5%	UP
地域活動をしている人の割合	64.1%	UP
地域の活動やボランティア活動に参加する青少年が多くなったと感じる市民の割合	6.0%	UP
高齢者にとって知識や経験を生かせる場があると思う人の割合	20.1%	UP
今後地域活動をしたい(続けたい)と思う人の割合	27.0%	UP
社会福祉協議会活動への関心度(活動に関わりたい)と回答した市民の割合	11.3%	UP
地区社会福祉協議会活動への関心度(活動に関わりたい)と回答した市民の割合	10.9%	UP

基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

項目	現 状 令和5年度	目 標 令和11年度
福祉サービスの情報が入手できている市民の割合	9.0%	UP
子育てしやすい環境が整っていると感じる市民の割合	51.2%	UP
老後も安心して暮らせると思う市民の割合	30.0%	UP
治安が良いまちだと感じる市民の割合	63.0%	UP
悩みや不安を相談する人や場所がある市民の割合	89.9%	UP

5 重点プロジェクト

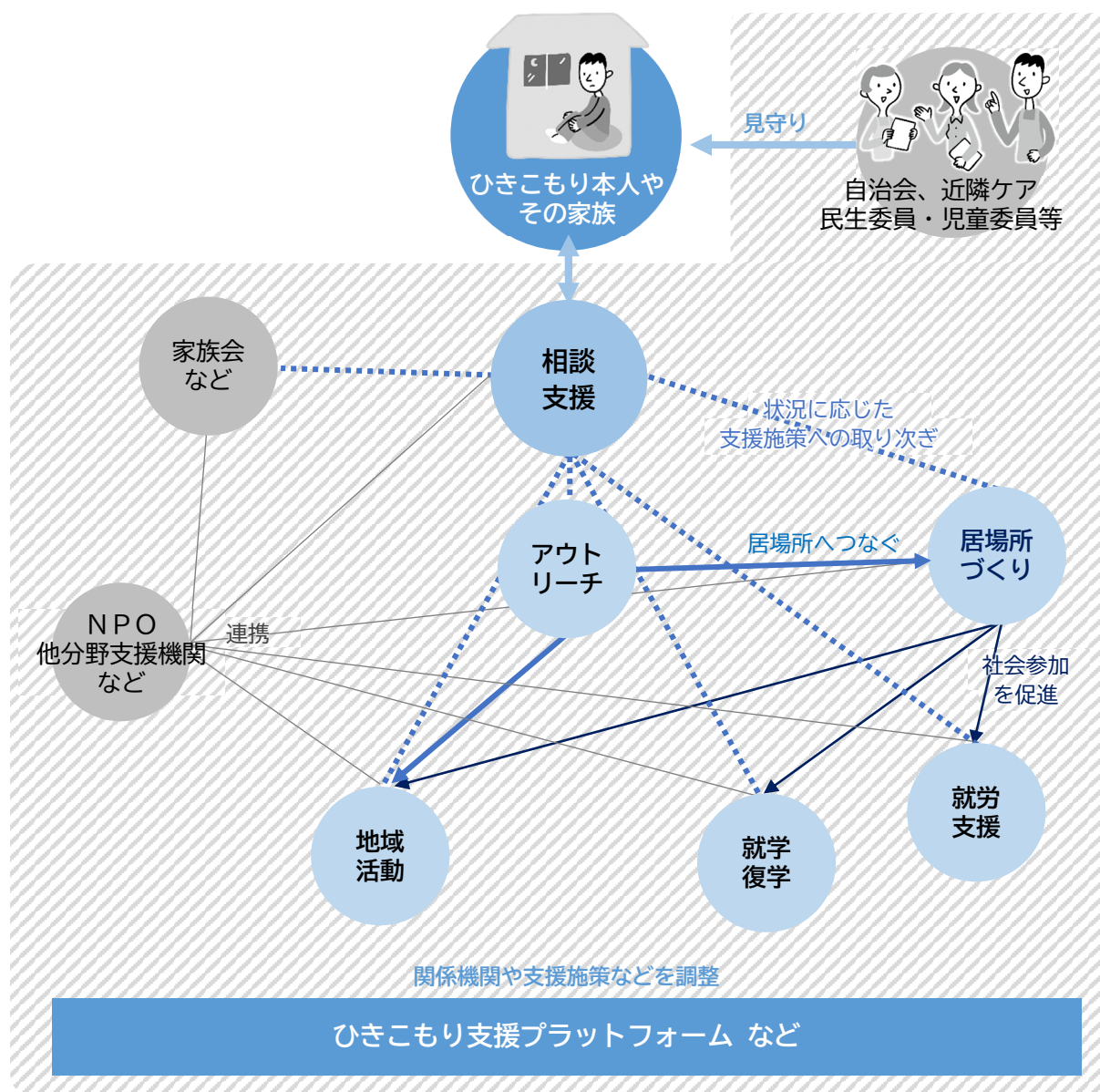
重点プロジェクト 1 孤独・孤立対策の推進

社会環境の変化などを背景に、孤独・孤立が深刻化・顕在化しています。孤独・孤立に陥る要因は様々であり、誰にでも、人生のどのタイミングにも起こり得る課題として捉える必要があります。

国では、令和6年4月より「孤独・孤立対策推進法」を施行し、人と人のつながりが生まれる社会づくりなどを推進しています。

本市においても自殺やひきこもりなど、孤独・孤立と関連性の高いと考えられる課題があることから、孤独・孤立対策を推進する必要があります。気軽に相談できる相談支援や居場所づくり、社会に出ることが困難な人に対するアウトリーチ支援などを検討します。

■孤立・孤独対策イメージ



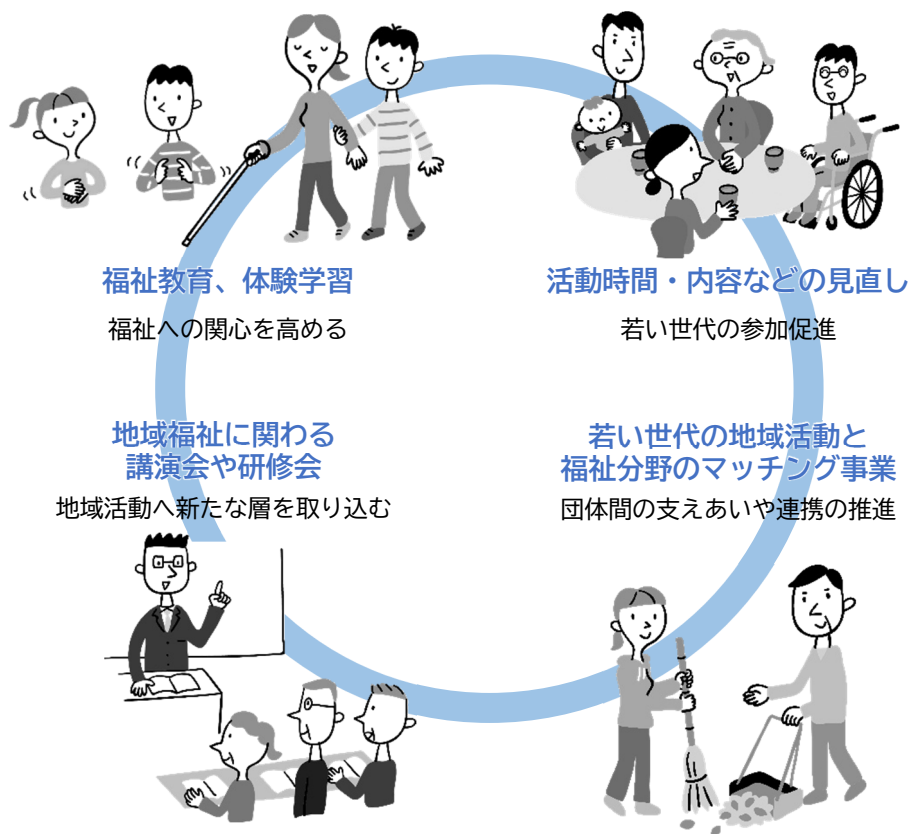
重点プロジェクト 2 福祉人材の確保及び育成

本市では、担い手の高齢化や若い世代の参加が少ないことなどが課題となっており、特に若い世代や次世代の担い手確保に向けた取組が必要です。

次世代の福祉人材確保に向けて、子どもたちが福祉分野の現場や働く人に触れられる体験学習などの機会を広げ、福祉の心を育むとともに、福祉への関心を高めます。

地域福祉の活動においては、共働きなどを背景に、地域活動に参加する時間がない若い世代が多いことから、若い世代が参加しやすい活動時間や内容、参加を促すための工夫に取り組みます。また、マッチング事業などを通じて、若い世代の地域活動団体と福祉分野を積極的につなげることで、団体間の支えあいや連携を推進します。さらに、地域福祉に関わる講演会や研修会の開催などを通じて、新たな層を取り込みます。

■福祉人材の確保及び育成のイメージ



重点プロジェクト 3 制度のはざまにいる人への支援

少子高齢化や人口減少の進行、世帯の小規模化、住民同士のつながりの希薄化、非正規雇用の拡大等、社会状況は大きく変化している中、社会的孤立や介護と育児の問題を同時に抱えるなどの複合的な課題や、既存の支援制度では対応が難しい制度のはざまに陥る問題が増えています。こうした中で、これまで分野ごとに整備が進められてきた公的支援が、今後様々な課題に対して包括的に対応していくことが求められています。

複合的な課題を抱える相談を受けた各分野の相談窓口等が、既存のネットワークでは解決できない場合に、課題を整理し、適切な支援へつなぎ直す仕組みや体制づくりを進めます。

■支援体制のイメージ

